



公園別マネジメントプラン 共通編

令和 7 (2025) 年 3 月
東京都 建設局

目 次

はじめに	1	(1) 防災対策	15
第1章 維持管理	3	(2) 防犯・事故防止	15
1. 環境の保全管理	3	第3章 公園整備	17
(1) 樹木・樹林地	4	1. 多様な利用の促進	17
(2) 芝生・草地広場	5	(1) 新たな魅力の創出	17
(3) 草地	5	(2) 誰もが利用しやすい施設整備	18
(4) 水辺環境	6	(3) 健康増進に向けた環境の整備	18
(5) 花壇	6	2. 公園の機能向上	19
(6) 緑のリサイクル	7	(1) 防災・防犯	19
2. 公園施設の管理	8	(2) 生物多様性の保全	19
(1) 清掃・点検	9	(3) 文化財庭園の保存・活用	20
(2) 維持・補修	9	(4) 公園の新規拡張	20
第2章 運営管理	11	第4章 共通事項	21
1. 利用ルール of 運用	11	戦略的広報	21
(1) 利用ルールの周知徹底	11	協働	21
(2) 利用ルールの緩和	12	リサーチとマーケティング	22
2. 利用促進	13	デジタルトランスフォーメーション(DX)	22
(1) 利用者サービスの拡充	13	第5章 パークマネジメントの推進に向けて	23
(2) 誰もが利用しやすい場の提供	13		
(3) 多様な主体との連携・民間活力の活用	14		
(4) イベントの新規展開	14		
3. 安全・安心	15		

はじめに

パークマネジメントマスタープラン(以下、「マスタープラン」という。)は、今後 10 年間に於ける東京が目指す公園づくりの方向性を示すとともに、都民、NPO、企業等の多様な主体と連携しながら利用者の視点にたった取組を進めるための都立公園全体の整備・管理運営の指針であり、令和 6 年 3 月に改定しました。この度、マスタープランの改定に基づき、パークマネジメントを効果的に進めていくため、公園別マネジメントプラン(以下、「公園別プラン」という。)の改定を行いました。

公園別プランは、マスタープランで示した都立公園全体としての目標を実現するための、各公園における取組方針となるものです。都立公園は、明治 6 年(1873)の太政官布達第 16 号により、我が国で最初の公園のひとつであり、東京の初めての公園となる上野恩賜公園や芝公園、日本における近代的洋風公園の先駆けである明治 36 年(1903)に開園した日比谷公園、我が国で最初の広域的な公園緑地の計画である、東京緑地計画における環状緑地帯を端緒とする水元公園や神代植物公園等の公園、江戸から続く歴史を持つ文化財庭園、豊かな自然環境を有する丘陵地公園など、それぞれ異なる立地条件や歴史、性格、役割などを有しています。公園ごとの特性を踏まえた目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定める公園別プランを策定し、それぞれの公園でパークマネジメントに取り組んでいくことで、マスタープランに掲げる都立公園全体として目指す姿を実現していきます。

公園別プランの改定にあたっては、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン(共通編)」(以下、「共通編」という。))と「公園別マネジメントプラン(個別公園編)」(以下、「個別公園編」という。))の2編構成として取りまとめました。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項(戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション)における取組内容を定めました。

個別公園編は、都立公園全体の機能や価値を向上させていくため、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出することを目指し、各公園の特徴を踏まえて設定する目指す姿を定めており、この姿の実現に向けて、マスタープランに掲げる施策のうち重点的に取り組む項目を選定するとともに、各ゾーンの果たす機能を踏まえた基本方針等を設定しました。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。また、PDCA サイクルに基づいたマネジメントサイクルを構築し、指定管理者の選定や継続的な改善を進めるなど、適切に進行を管理します。

2040年代の都立公園の目指す姿

豊かな緑を育み、
次世代へとつなぐ公園

東京の活力と魅力を高め、
まちづくりの核になる公園

都民一人ひとりの
ウェルビーイングに貢献する公園

まもる

マネジメントⅠ

東京の緑をまもるとともに、
都市の環境や安全、
歴史と文化をまもる

ふやす

マネジメントⅡ

東京の緑をふやすとともに、
まちの魅力と都民の
幸福感をふやす

かえる

マネジメントⅢ

多様なニーズに応え、
多くの人に必要とされる
場所にかえる

公園別 マネジメントプラン

A公園

マネジメントプラン

B公園

マネジメントプラン

C公園

マネジメントプラン

D公園

マネジメントプラン

E公園

マネジメントプラン

公園別マネジメントプラン(共通編)

マスタープランと公園別プラン

第1章 維持管理

1. 環境の保全管理

都立公園は稠密する市街地における緑やオープンスペースの中心的な存在であり、都市における様々な課題解決や首都東京に相応しい持続可能な社会・環境の形成などに向けて必要不可欠な都市基盤であることから、都立公園の持つ機能を更に柔軟に発展させ、多くの役割を果たす必要がある。

都立公園には、休息や散策、スポーツ等の利用を主体とした公園や、丘陵地や崖線の自然環境を主体とした公園のほか、文化財庭園や動植物園等様々な特徴を持つ公園があり、これらの公園は、都心から多摩地域、小笠原諸島まで広い範囲にわたり多様な環境に立地している。

また、都立公園はだれもが緑を感じながら、休息や散策、スポーツなどを楽しみ、健康の増進を図るなど、都民一人ひとりが自分らしく生き生きとした暮らしを実現できウェルビーイングに貢献するほか、四季折々の花や紅葉など自然がもたらす美しい景観を創出し、都市に潤いと風格をもたらしている。

こうした、レクリエーションや景観の機能に加え、都市の中のオープンスペースとして災害時の避難場所となるほか、激甚化する自然災害に対し、自然環境が持つしなやかな減災効果を発揮するグリーンインフラとして都市の防災を支える役割を担っている。

さらに、都立公園が有する自然環境は、多様な動植物の生息空間となり、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」に寄与するほか、子どもたちが生き物とふれあう環境教育の場となるなど、多様な生態系サービスを提供している。

このような、都立公園に求められる多様な機能を、「NbS(Nature-based Solutions;自然を基盤とした解決策)」の観点に立ち、利用者の快適性や安全性に配慮しながら、効果的に発揮するためには、公園に生育する樹木や草花等の植物や基盤となる土壌や水辺、そこに生息する多様な生き物も含めた環境を適切に管理していくことが重要である。

このため、快適な空間や利用者の安全・安心の確保、良好な景観、生物の生息する環境の維持などそれぞれの目的に合わせ、必要となる樹木の剪定や伐採、補植、移植のほか、草地や水辺空間における、保全と利用のバランスのとれた順応的な管理を継続することで、都立公園のポテンシャルを最大限に発揮していく。

(1) 樹木・樹林地

樹木・樹林地は主に散策や休息等のレクリエーションの場として利用されるものや、丘陵地等に代表される多様な生物の生息環境となるもの、並木やまとまって開花する花木林等として印象的な景観をつくるもの、公園の外縁部等で隣接地との緩衝帯として機能するもの、あるいはシンボル性の強い樹木や低木を含んだものであり、以下の目標のとおり維持していく。

目標

利用者に安全で快適に過ごせる環境を提供し、樹木が有する多様な機能を発揮させるため、樹木の特性や現地の環境に応じた適切な管理を行い、健全な樹林地を育成する

取組内容

- ✓ 散策や休息等を楽しめる、明るく開放的な空間を創出する
- ✓ 樹林密度を適正に保つ
- ✓ 多様な生物が生息できる環境を保全・創出する
- ✓ 酷暑でも快適に過ごせる木陰を形成する
- ✓ 生態系への影響等を考慮する
- ✓ 良好な景観を維持する
- ✓ 利用者の安全を確保する
- ✓ 見通しを確保する

取組例

- 樹木の生育状況や樹種に合わせた剪定や除伐、ササ類や竹林の除去等を行う
- 樹木の特性や周辺環境をふまえ適切な剪定を行い、緑陰空間を提供する
- 新しく植栽した樹木は、計画的な剪定を行う
- 実生木の伐採、樹木の生育状況や樹種に合わせた除伐等を行うほか、必要に応じて補植を行う
- 植栽する際は、生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種を使用しない
- 枯損木は速やかに伐採・抜根するほか、利用の支障となる危険な枝等は除去する
- 利用者の安全や公園機能の発揮に支障のある樹木は、必要に応じて伐採・剪定等を行う
- 定期的な樹木点検のほか、必要に応じて樹木診断を実施する
- 必要に応じて病害虫の防除や植栽基盤の改良を行う
- 照明や防犯カメラ周りの支障となる枝は剪定する
- 混みすぎた低木の間引きや高さを押さえる刈込、剪定を行う
- 必要に応じて立ち入り防止柵の設置などを行う
- 樹木周辺の掘削にあたっては、根の保全に配慮する
- 雑木林の環境に配慮した間伐や萌芽更新、ササなどの下草刈りを行う
- 必要に応じて踏圧対策や動植物の保護を行う
- 盗掘の恐れのある植物は防止策を実施する
- 庭園の景観に配慮した適切な樹木管理を行う
- 出入口周辺の植栽は良好な景観を保つ
- 宅地等に隣接し遮蔽機能を持つ樹林は密度を適切に維持する
- 外周部の樹木は倒木や落枝、越境などを発生させないように、樹種の特性に応じた剪定などを行い、適切に管理する
- 防風や防火機能が期待される樹林は、その機能を維持する
- 名木や歴史を伝える樹木などは樹種の特性に応じた剪定などを行い、適切な保全に努め、後継樹育成等も検討する
- 苗圃は苗木を健全に育成する

(2)芝生・草地広場

まもる

芝生は、ノシバやコウライシバ等の芝草を主体とする広場、草地広場は、芝草に限らず、草丈の低い草本によって覆われている広場であり、以下の目標のとおり維持する。

目標	利用者に安全で快適な環境を提供するため、生育状況や時期に合わせて適正に管理を行い、健全な芝生・草地空間を維持する	
取組内容	✓ 良好な草地景観を維持する ✓ 安全・快適に利用ができるようにする	✓ 健全な状態を維持する
取組例	● 裸地や枯損箇所は補植を行い、必要に応じて養生期間を設ける ● 草刈りを適宜行い、適正な草丈を保つ ● 必要に応じて植栽基盤の改良を行う ● 不陸整正等により、水はけを保つ	● 他の草本の移入を許容しない芝生地は選択的除草等を行い、良好な景観を維持する ● 必要に応じて草刈後の集草、処理を適切に行う ● 必要に応じて病虫害防除などを行い、適正に管理する ● 適宜清掃を行い、ごみや危険物等を除去するほか、不陸を解消する

(3)草地

まもる

草地は、例えばススキの草原などの本来の草本の生育状態を保つものや、生物の生息空間としての役割を発揮させるため、刈高を高めによりコントロールする草地を含むものであり、以下の目標のとおり維持する。

目標	生物の生息空間として期待される草地は、生育状況や時期に合わせて適正に管理を行い、良好な景観を保ちながら自然と共生する空間を創出する	
取組内容	✓ 健全な草地を育成する ✓ エリア外への不要な拡大を防止する	✓ 多様な生物が生息できる環境を保全・創出する ✓ 利用者の安全性を確保する
取組例	● 必要に応じて選択除草や裸地化箇所の補植、エコトーンの形成などを行う ● 草刈りを適宜行う ● 清掃を適宜行い、ごみや危険物等を除去する	● 一部の草地を高く残すなど、エリアを区分けして草刈りを行う ● 繁殖期等に配慮し刈り取りのタイミングを調整する ● 必要に応じて保護柵の設置や外来種の駆除等を行う

(4)水辺環境

まもる

水辺環境は、人工と自然との別を問わず、自然環境としての機能を期待する水辺であり、以下を目標として維持する。なお、噴水等の修景池であっても、景観面や安全面においては、本項を参照するものとする。

目標

水辺の景観や生物の生息空間として期待される池やその周辺環境は、良好な景観や豊かな水辺の生態系を保全するため、適正な管理を行う

取組内容

- ✓ 良好な水辺景観や環境を維持する
- ✓ 水生植物のエリア外への不要な拡大を防止する
- ✓ 視点場からの見通しを確保する
- ✓ 利用者の安全を確保する
- ✓ 多様な生物が生息できる環境を保全・創出する

取組例

- 清掃や除草、水質調査、水量調整等を適宜行う
- 支障木の剪定や伐採、除草を行う
- 必要に応じて親水性の確保や転落防止措置等を行う
- 必要に応じて外来種の駆除や周辺樹木の剪定、水生植物管理、エコトーンの形成など環境改善を行う

(5)花壇

まもる

花壇は、修景を目的としたもののほか、生物の蜜源や食草となり、生物多様性への貢献を目的としたものを含む一年性或多年性の草本を主体とした植栽地であり、以下の目標のとおり維持する。

目標

訪れる人々が季節の変化を感じられる花壇は、魅力ある景観を創出するため、細やかな管理を適切に行う

取組内容

- ✓ 健全な花壇景観を維持する
- ✓ 四季を通じて楽しめる花壇管理を行う
- ✓ 生物多様性の保全に貢献する

取組例

- 適宜水やり、除草、花がら摘み等を実施するほか、高さ管理や密度管理を行うほか、必要に応じてより装飾性に配慮した配植を検討する
- 季節に応じた計画的な植替えや、ローメンテナンスな花壇を検討する
- バラやハナショウブなどは、魅力ある景観を楽しめるように、特性に応じた作業を適切な時期や方法により実施する
- 状況に応じて、蜜源植物や食草となる植物の導入を検討する

(6)緑のリサイクル



緑のリサイクルは、園内管理等で発生する、剪定枝や伐採材等の再資源化であり、以下の目標のとおり取り組んでいく。

目標

園内で発生する剪定枝葉等は、資源として有効活用するため、多様な用途への活用を工夫する

取組内容

- ✓ 公園内の管理に活用する
- ✓ 自然に親しむイベントで活用する
- ✓ 多様な生物の生息する環境づくりに活用する
- ✓ 幅広く資源を再利用する

取組例

- チップ化し、堆肥やマルチング材として再利用する
- クラフト材等として再利用する
- ビオトープやバイオネスト等の材料として再利用する
- 再資源化施設を活用する

2. 公園施設の管理

利用者が安全・安心・快適に公園施設を利用できるよう、日常的、定期的な清掃や点検、適時適切な維持・補修により、施設の美観や機能を良好な状態に維持していく。なお、都立公園の主な施設は以下のとおりである。

- 園 路 広 場 ： 園路、広場
- 修 景 施 設 ： 植栽、花壇、噴水など
- 休 養 施 設 ： 休憩所、ベンチ、キャンプ場など
- 遊 戯 施 設 ： 遊具、徒渉池、舟遊場など
- 運 動 施 設 ： 野球場、陸上競技場、テニスコートなど
- 教 養 施 設 ： 植物園、動物園、野外劇場など
- 便 益 施 設 ： 売店、便所、駐車場など
- 管 理 施 設 ： 柵、管理事務所、照明施設など
- その他の施設 ： 展望台、集会所、災害応急対策施設など

(1)清掃・点検

清掃は、園内のごみ収集等に限らず、各施設の美観を維持するための作業を含むものである。点検は、法定点検や国、都の指針等に基づく点検に限らず、日常点検等の管理上必要なものを含むものとし、以下の目標のとおり取り組む。

目標

来園者が気持ちよく安心して公園を利用できるよう、日常及び定期的に清掃や点検を行い、施設の美観や機能を維持する

取組内容

- ✓ 維持管理水準の向上を図る
- ✓ 施設を清潔で良好な状態に保つ
- ✓ 排水・透水機能を正常に保つ
- ✓ 災害時でも施設が機能を発揮できるようにする

取組例

- 日常的に落葉清掃や施設の清掃を行うほか、施設の美観を向上させる、きめ細やかな清掃や点検を行う
- 定期的に排水・透水施設の清掃を行うとともに、梅雨や台風時期を見据えた点検・清掃を行う
- 非常用発電設備や防災井戸などの定期点検を行う

(2)維持・補修

維持・補修は、各施設の機能維持や劣化の予防のため、速やかに実施すべき工事等のほか、老朽化等に伴う施設更新を含むものである。また、施設の不具合の程度が大きく、速やかな復旧が困難である場合の初期対応や、使用禁止措置の作業を含むものであり、以下の目標のとおり取り組む。

目標

来園者が安心して安全に公園施設を利用できるよう、適切に維持・補修を行い、良好な状態を保つ

取組内容

- ✓ 利用者の安全を確保し、機能が良好に発揮できるようにする
- ✓ 故障箇所などの修繕を速やかに行う
- ✓ 計画的な更新などにより施設の長寿命化を図る
- ✓ 施設更新を捉えて省エネルギー化を推進するなど環境に配慮する

取組例

- ベンチの板などの小規模なものから橋梁などの大規模な構造物まで、日常及び定期的な施設の維持・補修を行う
- 老朽化した施設やインフラ設備等を計画的に更新する
- 利用者が施設の損傷や不具合を投稿できるシステムを活用する
- すぐに修繕できない施設等は、速やかに施設の危険性を表示するなどの対策を行う
- 建物の改築時に太陽光パネルを設置したり、管理車両の更新時にEVの導入等を進める
- 人工芝のマイクロプラスチック流出抑制対策を適切に行う
- 施設に応じて適切な材料・方法により修繕を行う

第2章 運営管理

1. 利用ルールの実運用

公園を誰もが心地よく過ごせる空間とし、多様なニーズに応えていくため、利用ルールやマナーの周知徹底を行うほか、公園の特性に応じたルールの緩和を行い、利用者や地域住民が安心・安全・快適に過ごせるよう運営していく。

(1) 利用ルールの周知徹底



利用ルールの周知は、公園内での禁止行為を利用者に明示するものであり、口頭での伝達や現地での掲示、HP や SNS の利用等、多様な情報の提供方法を適宜組み合わせ、効果的、効率的に行うものとし、以下の目標のとおり取り組む。

目標

全ての利用者や地域住民が安全で快適に過ごせる環境を提供するため、利用ルールやマナーの周知徹底を行い、不適正な利用を防止する

取組内容

- ✓ 利用者が健康的に過ごせるよう配慮する
- ✓ 人と動物との快適な利用を推進する
- ✓ 公園の安全確保や美化等を徹底する

取組例

- 自転車、ランナー等への安全マナーの周知を徹底する
- ごみの投棄や受動喫煙防止等の利用マナーの周知を徹底する
- ドッグラン利用者のルール順守指導やペット連れ来園者への利用マナーの周知を徹底する
- 公園環境の保全の妨げとなる行為や商業用の動植物の採集の禁止を徹底する
- 関係各局等による自立支援策と連携し、ホームレスの新たな起居等を防止する
- 違法な屋台等の取締りや不法投棄対策を徹底する

(2)利用ルール緩和

利用ルールの緩和は、通常許可していない行為について、利用者ニーズや公園の周辺環境、利用状況等を踏まえ、ルールの緩和を行うものであり、以下の目標のとおり取り組む。

目標

公園利用の多様なニーズを実現するため、周辺地域や公園内の環境等との調和にも配慮し、公園の特性に応じたルール緩和を行い、公園の楽しみ方を増やす

取組内容

- ✓ 公園の楽しみ方を増やす
- ✓ 多様なニーズに柔軟に対応する

取組例

- 公園の特性や周辺環境等を踏まえ、木登りやスポーツ、花火など日常利用におけるルールの緩和を行う
- 占用許可の基準の緩和を拡充し、民間の活力・ノウハウ等を取り入れる

2. 利用促進

公園の魅力を高め、誰もが利用しやすい環境を提供するため、利用者ニーズに応じたサービス提供や多様な主体との連携により、公園の価値を向上させ地域の活性化に貢献していく。

(1) 利用者サービスの拡充

かえる

利用者サービスの拡充は、利用者に提供するサービスをこれまで以上に充実させるものであり、以下の目標のとおり取り組む。

目標	公園の魅力向上や活性化のため、公園の特性や利用者ニーズに合ったサービス提供を行い、誰もが自由に過ごせる空間の創出や多様な利用に対応する	
取組内容	✓ 魅力あるサービスを提供し、公園の魅力を向上させる ✓ 滞在する時間をより豊かに過ごせるようにする	✓ 公園の緑を感じながら過ごせるようにする
取組例	● 既存売店・飲食店などの見直しやリニューアルを行う ● サービス施設の収益の一部や都立公園サポーター基金等を活用し、公園の管理運営に還元する仕組みをつくる ● テレワークや勉強ができる環境を提供する	● 12箇所あるドッグランを適切に運用するとともに、区市によるドッグラン軽量チェアやパラソル、マットなどの貸し出しを行う ● 遊び道具などの貸出を行う

(2) 誰もが利用しやすい場の提供

ふやす

誰もが利用しやすい場の提供は、年齢や性別、国籍、障害の有無、動物連れに関わらず、快適に利用できるようサービスを実施するものであり、以下を目標として取り組む。

目標	誰もが利用しやすい公園としていくため、多様な利用に柔軟に応え、障がいの有無や年齢、国籍等に関わらず使いやすい環境を提供する	
取組内容	✓ バリアフリー対応を充実させる ✓ 障がいの有無に関わらず気軽に楽しめる環境づくりを推進する	✓ 誰もが気軽に健康増進できるようにする ✓ 人と動物との快適な利用を推進する
取組例	● 情報保障機器の導入などを行う ● プレーリーダーと連携し「だれもが遊べる児童遊具広場」で、障がいの有無に関わらず、子ども達が一緒に遊べるイベント開催などを行う	● ウォーキングコースの設定等を行う ● 12箇所あるドッグランを適切に運用するとともに、区市によるドッグラン設置に協力する ● 多言語によるサービス提供の充実を図る

(3)多様な主体との連携・民間活力の活用

多様な主体との連携・民間活力の活用は、公園の管理運営にあたり、地域や利用者等多様な人々や民間企業との連携を推進するものであり、以下を目標として取り組む。

目標	公園がまちの活力の向上にも貢献していくため、多様な主体と連携し、地域とのつながりを深めるとともに、より充実したサービスを提供し、公園の活用を推進していく		
取組内容	✓ 地域全体の魅力向上や活性化を図る ✓ 広域的な緑を保全する	✓ 公園の魅力を向上させる ✓ 公園管理への都民参加を促進する	✓ 地域や利用者の交流の場とする ✓ 利用者の意見を収集・反映する
取組例	● パークミーティング等の実施など、多様な主体と連携する ● 都県境を超えた連携を行う ● ボランティアへの参加や来園者の交流を促進する	● 民間のノウハウやアイデアを活用した施設を設置し、充実した管理運営を行う(再掲) ● アンケート調査等を行う	

(4)イベントの新規展開

イベントの新規展開は、公園を活用し、緑の価値や地域の魅力等を伝える機会を提供するものであり、以下を目標として取り組む。

目標	利用者が公園の魅力等を体感し、理解を深める機会を提供するため、周辺地域や公園内の環境等との調和にも配慮し、これまでにない質の高い様々なイベントを行い、公園の価値を更に高めていく		
取組内容	✓ 自然に接する機会の提供 ✓ 公園や緑の理解を深める機会の提供	✓ 公園や文化財の魅力を伝える機会の提供	✓ 公園をもっと使いこなす機会の提供
取組例	● 自然と親しみ、ふれあうイベントの開催や樹木診断の体験の場を提供する ● 地球温暖化対策等における緑の重要性や環境問題、生物多様性の保全について理解を深めるイベントを行う ● 公園や文化財の魅力や価値を伝えるイベントを行う ● 身近にアートに触れられるイベントや文化活動の場を提供する	● 地域全体の魅力向上や活性化を図るイベントを行う ● 利用者が「やってみたい」ことを実現するイベントを実施する ● 占用許可の基準の緩和を拡充し、民間の活力・ノウハウ等を取り入れる(再掲)	

3. 安全・安心

地域や公園の安全性を高めるため、防災・防犯対策を実施するなど、安全対策の徹底を行い、被害減少に寄与する。

(1) 防災対策



防災対策は、震災や気象災害等に着実に備え、発災時に適切に行動するための対策を行うものであり、以下の目標のとおり取り組む。

目標	地域の安全性を高めるため、防災対策を行い、被害減少に寄与する	
取組内容	✓ 地域の防災対応力を向上させる ✓ 豪雨時等に公園周辺地への被害を防止する	✓ 震災時に公園機能を有効かつ円滑に発揮できるようにする ✓ 災害時に迅速かつ的確な避難者対応を行う
取組例	● 防災訓練や防災イベントを実施し、意識の向上及び防災施設利用方法の周知を行う ● 気象災害時の緊急対応、傷病者等への確実な対応を行う	● 土嚢の設置等による公園外への雨水の流出防止対策等を行う ● 関係機関と連携し、震災時利用計画の更新を行う

(2) 防犯・事故防止



防犯・事故防止は、利用者が安全に安心して公園で過ごせるよう、必要な情報周知や表示等、適切な対応を実施するものであり、以下の目標のとおり取り組む。

目標	公園を更に安心して利用できる空間にするため、注意喚起などを行い、安全対策を徹底する	
取組内容	✓ 利用者等の安全を確保する ✓ 感染症予防対策を徹底する	✓ 防犯対策を徹底する
取組例	● ゲリラ豪雨や雷、熱中症が懸念される危険な暑さなど、状況に応じて園内放送や巡回等により注意喚起を行う ● 利用者に危険を及ぼす状況については、速やかに危険を周知するとともに、必要に応じて補修等の対策を行う ● 園内作業の安全管理を徹底する	● 感染症の流行状況に応じて過密状態とならないよう配慮する ● 非接触型設備の導入などを実施する ● 防犯カメラの設置や巡回、園内放送等を実施する

第3章 公園整備

1. 多様な利用の促進

公園の魅力を発展させ、障がいの有無や国籍などに関わらず、誰もが楽しめる公園としていくため、新たな魅力の創出、インクルーシブな環境の整備等を行うとともに、健康的なライフスタイルを支援する運動施設の整備・改修を通じて、多様な利用者ニーズに応えていく。

(1) 新たな魅力の創出



新たな魅力の創出は、それぞれの公園が持つ特性を生かし、多様な施設整備を行うものであり、以下の目標のとおり取り組む。

目標	公園ならではの魅力を更に発展させるため、周辺地域や公園内の環境等との調和にも配慮し、観光資源となる施設の整備や花や緑などの新たな魅力の創出により、国内外の誰もが楽しめる公園にしていく	
取組内容	✓ 公園が持つ特性を活かしつつ、誰もが使いやすく楽しめるようリニューアルを行う ✓ 天候や季節を問わず、公園を楽しめるようにする ✓ 居心地の良い空間を提供する	✓ 公園の自然に親しめる場を提供する ✓ 人と動物との快適な利用を推進する ✓ 夜間景観向上を図る
取組例	● 印象的な花の景観の創出やエントランスや園路広場等のまとまったエリアのリニューアル等を行う。 ● 公園の歴史的文化的価値を継承し、誰もが利用しやすく楽しめる公園へと再整備を行う ● 雨や日差しを避けて利用できる場を創出する	● 緑に囲まれて過ごせるポイントづくり推進する ● 野外活動を楽しめる場を提供する ● 水飲みやリードフック等のペット用設備の設置を行う ● 演出的効果にも配慮した照明設備の整備・改修を行う ● 光や映像、音楽等を組み合わせて演出するイベントを実施する

目標

取組内容

- ## 取組例

- だれもが遊べる児童遊具の整備を進め、近傍トイレへのユニバーサルシートの設置を進める
- 授乳やおむつ替え等のできるスペースを充実させる

(3)健康増進に向けた環境の整備

取組内容

- ## 取組例

- 公園の特性や利用状況、立地条件を踏まえ、ラグビーやスケートボードなど、多様なスポーツニーズに対応する運動施設や健康遊具の整備を行う
- 既存運動施設の計画的な改修を行う

2. 公園の機能向上

東京の緑の骨格となる都立公園の拡張整備を推進するとともに、公園の多様な機能を発揮させるため、防災や減災、犯罪防止のための施設整備、多様な生物が生息できる環境整備、文化財庭園の保存・修復や展示の充実を行っていく。

(1) 防災・防犯

まもる

防災・防犯は、震災時に公園が発揮する機能やグリーンインフラとしての機能を拡充するための整備のほか、公園の防犯性を高める整備を行うものであり、以下の目標のとおり取り組む。

目標

都民の安全で持続可能な都市環境を実現するため、公園の特性や利用状況、立地条件を踏まえ、防災や減災、犯罪防止のための施設を整備する

取組内容

- ✓ 防災機能の強化を図る
- ✓ 土砂等から公園内及び隣接地の安全を確保する
- ✓ 地域の水害リスクを踏まえたまちづくりに貢献する
- ✓ 雨水流出の抑制を図る
- ✓ 防犯対策を図る

取組例

- 防災照明や災害用トイレ等の防災関連施設の整備を推進する
- 土砂災害防止の保護対策を行う
- まちづくり等の他事業と連携し、広場の高台化等を行う
- 雨水浸透施設やレインガーデン等の整備を推進する
- 防犯カメラの設置を推進する

(2) 生物多様性の保全

まもる

生物多様性の保全は、ネイチャーポジティブの実現に寄与するよう、多様な生物が生息できる場となるよう整備し、環境を保全していくもの

目標

都立公園の生物多様性の保全を推進するため、公園の自然特性や立地条件、利用状況等を踏まえ、多様な生物が安定して生息できる環境を整備するほか、生物環境に配慮した公園整備を実施する

取組内容

- ✓ 生命を育む環境を次世代に継承する
- ✓ 生物多様性を保全する

取組例

- 多様な生物が生息する都立公園づくりを推進する
- 地域の生物環境に配慮した整備を行う

(3)文化財庭園の保存・活用



文化財庭園の保全・活用は、貴重な文化遺産を確実に継承していくため、その価値と魅力を向上させる整備を行うほか、これらを広く発信していくものであり、以下の目標のとおり取り組む。

目標

都立庭園のもつ文化遺産としての本質的価値を把握し、その貴重な財産を永く継承していくため、東京都における文化財庭園の保存活用計画を踏まえ、保存や修復、復元等を行うとともに、庭園の魅力・価値を伝える展示等の充実を推進する

取組内容

- ✓ 文化財の価値を守り、その魅力を向上させる
- ✓ 鑑賞空間としての庭園の魅力を向上させる

取組例

- 庭園の保存・復元、計画的な修繕を行う
- 庭園の景観を構成する植栽の管理を充実させる
- 日常管理を確実に行之、庭園を適切に保存する
- 展示・解説を充実させる

(4)公園の新規拡張



公園の新規拡張は、都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月改定)に基づき、都立公園の新規整備や拡張整備を推進するものであり、以下の目標のとおり取り組む。

目標

公園が東京の緑の骨格となり、都市のまとまった緑として面的な広がり为确保するため、計画的に都立公園の拡張整備を推進する

取組内容

- ✓ 東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせる
- ✓ 二酸化炭素の吸収・固定機能を有する樹林地等の植栽地を保全、整備する
- ✓ 水と緑のネットワークの充実を図る

取組例

- 新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を推進する
- 道路や河川事業と連携した公園整備を行う
- 丘陵地公園の整備を推進する

第4章 共通事項

公園マネジメントの実効性を高め、効率化や利便性の向上を図るため、以下については維持管理・運営管理・公園整備の全てにおいて取り組む。

戦略的広報



戦略的広報は、多様な媒体を活用し、適時、効果的に都立公園の情報を発信していくものであり、以下の目標のとおり取り組む。

目標	公園への関心を高め、利用促進を図るため、多様な媒体を活用し、自然や歴史、イベント情報等、公園の魅力を伝える	
取組内容	✓ 公園の魅力を効果的に発信し来園を促す	✓ 庭園文化の魅力等を国内外に広く発信する
取組例	● ホームページやSNS等を活用し、タイムリーな開花情報や紅葉状況等、見どころを発信する ● 都立以外の庭園や文化施設等とも連携して広報を行って行く	

協働



協働は、公園の管理や整備にあたり、多様な主体との連携を推進するものであり、以下の目標のとおり取り組む。

目標	多様な主体の強みを活かしたマネジメントを展開するため、利用者や地域団体、民間事業者等の様々な主体と協働・連携する	
取組内容	✓ 地域全体の魅力向上や活性化を図る(再掲) ✓ 広域的な緑を保全する(再掲) ✓ 公園の魅力を向上させる(再掲)	✓ 公園管理への都民参加や交流の場とする(再掲) ✓ 利用者の意見を収集・反映する(再掲)
取組例	● パークミーティングを実施するなど、多様な主体と連携する(再掲) ● 都県境を超えた連携を行う(再掲) ● ボランティアの参加を促進する(再掲)	● 民間のノウハウやアイデアを活用した施設を設置し、充実した管理運営を行う(再掲) ● ワークショップを活用した公園整備を行う ● アンケート調査等を行う(再掲)

リサーチとマーケティング



リサーチとマーケティングは、公園の持つ特性やニーズについて、様々なデータを収集し、公園が提供すべき役割を把握するものであり、以下の目標のとおり取り組む。

目標

より良い公園へアップデートしていくため、継続的な調査により利用者ニーズの変化を把握し、管理や整備に活かしていく

取組内容

- ✓ 公園の特性を把握する
- ✓ 利用者の意見を収集・反映する(再掲)

取組例

- 人流データ等を活用し、行動パターンを把握、解析し、新しいイベントの企画などに役立てる
- アンケート調査等を行う(再掲)

デジタルトランスフォーメーション(DX)



デジタルトランスフォーメーション(DX)は、発達する情報技術等を公園の管理運営や整備に積極的に活用していくものであり、以下の目標のとおり取り組む。

目標

利用者サービスの向上や業務の効率化などを図るため、デジタル技術を活用する

取組内容

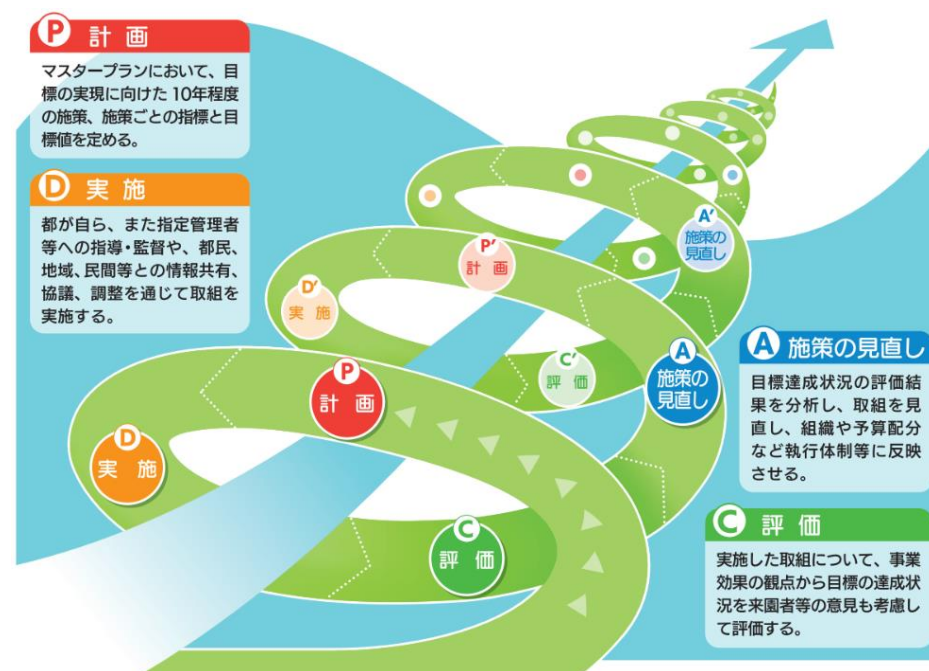
- ✓ 利用者満足度の向上や業務の効率化を図る
- ✓ 公園や文化財庭園の魅力や価値を伝える展示を充実させる

取組例

- ドローンやAI、3Dデータ、BIM/CIM、点検用ロボット、ICT 技術など、最先端技術を活用する
- 利用者が施設の損傷や不具合を投稿できるシステムを活用する(再掲)
- 施設台帳や修繕履歴等をデータベース化して一元管理する

第5章 パークマネジメントの推進に向けて

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくためには、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら進める必要がある。そこで、取組の推進に当たっては、指定管理者等による取組についてPDCAサイクルに基づいたマネジメントサイクルを構築し、「計画」、「実施」、「評価」、「施策の見直し」といった一連の取組により、指定管理者の選定や継続的な改善を進めるなど、適切な進捗管理を行っていく。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していく。



マネジメントサイクルによる推進

- 公園別マネジメントプラン(共通編)策定にあたり、有識者ヒアリングを行いました。

(五十音順 敬称略)

氏名	役職等
浦田 啓充	一般社団法人 日本公園緑地協会 常務理事
坂井 文	東京都市大学 都市生活学部 教授
柳井 重人	千葉大学 大学院 園芸学研究院 教授

- 「第 1 章 維持管理 1. 環境の保全管理」については、都立公園内を良好な環境に維持していくため、有識者との意見交換や監修のもと、取りまとめました。

(敬称略)

氏名	役職等
亀山 章	東京農工大学 名誉教授